

会則改訂 対照表

現行		改訂内容	
会則第2章 会員 第5条 1	正会員 本学会の趣旨に賛同する細菌学関連領域の研究者またはこれに学問的関心をもつ者で 第43条第1項 に定める会費および 第4項に定める支部会費を納めた者	会則第2章 会員 第5条(1)	正会員 本学会の趣旨に賛同する細菌学関連領域の研究者またはこれに学問的関心をもつ者で 第42条第2項 に定める会費を納めた者
会則第2章 会員 第5条 2	学生会員 第1項に準ずる資格のある大学院学生，学生および生徒で 第43条第2項 に規定する会費および 第4項に定める支部会費を納めた者	会則第2章 会員 第5条(2)	学生会員 第1項に準ずる資格のある大学院学生，学生および生徒で 第42条第3項 に規定する会費を納めた者
会則第10章 会計 第42条 2	正会員の会費は年 9,000円 とする。	会則第10章 会計 第42条(2)	正会員の会費は年 10,000円 とする。
会則第10章 会計 第42条 3	学生会員の会費は年 3,500円 とする。	会則第10章 会計 第42条(3)	学生会員の会費は年 4,500円 とする。
会則第10章 会計 第42条 5	会費のほかに各支部の定めるところにより，支部会費を徴収することができる。		削除